

徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度の改正点について

徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度（以下「県優良制度」という。）は、これまでの運用及び近年の社会情勢等を踏まえ、平成31年度、次のとおり制度改正を行います。

■ 平成31年度改正

○ 選択項目「地域住民からの苦情対応・記録の整備」の確認方法の見直し

従来、提出書類については、

- ・「事務分掌表（苦情処理対応部署の確認）及び直近3年間における苦情の記録（苦情内容とそれに対する対応の状況）の写し。」
- ・『直近3年間において苦情がない場合』は、苦情があった場合に事業者としてどのように対応するのか、対応マニュアル等の書類。」

としていましたが、

『直近3年間において苦情がない場合』は、新たに、苦情がないことの客観性を担保するため、別途、県から周辺住民に対して苦情の有無を確認いたしますので御留意ください。